



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *18 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課)..... 1
- *19 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (")..... 9

規 則

和歌山県規則第18号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）の一部を次のように改正する。

目次中「農業大学校」を「農林大学校」に改める。

第6条の表企画部の部企画政策局の款企画総務課の項中「調査調整班」を「調査調整班 データ利活用推進センター準備班」に改め、同部地域振興局の款過疎対策課の項を次のように改める。

移住定住推進課	定住推進班 移住交流推進班
---------	---------------

第6条の表福祉保健部の部健康局の款医務課の項中「看護班 公立大学法人班」を「看護班」に改め、同課健康推進課の項の次に次のように加える。

国民健康保険課	
---------	--

第6条の表商工観光労働部の部観光局の款観光交流課の項中「交流推進班 新観光推進班」を「海外誘客班 環境づくり班」に改める。

第7条第1項の表長寿社会課の項中「高齢者生活支援室」を「高齢者生活支援室 ねんりんピック推進室」に改め、同課健康推進課の項を次のように改める。

医務課	公立大学法人室
-----	---------

第15条行政改革課の項第6号中「行財政改革推進プラン」を「中期行財政経営プラン」に改める。

第17条企画総務課の項第12号を同項第13号とし、同項第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) データ利活用の推進に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第17条過疎対策課の項中「過疎対策課」を「移住定住推進課」に、「図る」を「図り、定住を推進する」に改め、同項第5号中「移住推進」を「移住・交流及び二地域居住の推進」に改め、同項第6号を削り、同項第7号を同項第6号とする。

第18条中「前条企画総務課の項第10号及び第11号」を「前条企画総務課の項第11号及び第12号」に改め

る。

第19条環境管理課の項第14号を同項第15号とし、同項第13号を同項第14号とし、同項第12号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）の施行に関すること。

第19条青少年・男女共同参画課の項第17号を同項第18号とし、同項第14号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、同項第13号の次に次の1号を加える。

(14) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）の施行に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

第21条長寿社会課の項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 第32回全国健康福祉祭の開催準備に関すること。

第21条障害福祉課の項第17号中「県が設置する障害者支援施設等」を「和歌山県視聴覚障害者情報提供施設」に改め、同条健康推進課の項第20号及び第21号を削り、同項第22号を同項第20号とし、同項第23号から第25号までを2号ずつ繰り上げ、同項の次に次の1項を加える。

国民健康保険課

国民健康保険課は、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の円滑な実施並びに保険診療の質的向上及び適正化を図ることを任務とし、次の事務を所掌する。

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の施行に関すること。

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の施行に関すること。

(3) 保険医療機関若しくは保険薬局又は保険医若しくは保険薬剤師の指導監査に関すること（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に関することに限る。）。

(4) その他任務の達成に必要なこと。

第21条薬務課の項第11号中「備蓄」を「の備蓄及び調達」に改める。

第22条第2項を次のように改める。

2 ねんりんピック推進室においては、長寿社会課の所掌事務のうち、前条長寿社会課の項第11号に掲げる事務を所掌する。

第22条に次の1項を加える。

3 公立大学法人室においては、医務課の所掌事務のうち、前条医務課の項第22号に掲げる事務を所掌する。

第23条商工振興課の項第16号を同項第17号とし、同項第11号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）の施行に関すること。

第23条企業振興課の項第6号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同条観光交流課の項第9号中「関西国際空港観光案内所運営協議会」を「国際観光関係団体」に改める。

第25条経営支援課の項第14号中「和歌山県農業大学校」を「和歌山県農林大学校」に改め、同条森林整備課の項第13号中「林木育種」を「林木の育種及び種苗の売払い」に改め、同項第20号を削り、同項第21号を同項第20号とし、同項第22号から第25号までを1号ずつ繰り上げる。

第32条の見出し中「福祉保健」の次に「及び県土整備」を加え、「等」を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「海草振興局及び」を削り、「次のとおり」を「御坊市、有田郡のうち湯浅町、広川町及び有田川町並びに日高郡のうち日高川町」に改め、同項の表を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前条の規定にかかわらず、県土整備に関する事項のうち国道42号有田海南道路に関するものに係る海草振興局の所管区域は、海南市及び有田市とする。

第36条の2第1項第7号中「移住推進」を「移住・交流及び二地域居住の推進」に改め、同項第8号を削り、

同項第9号を同項第8号とし、同項第10号から第14号までを1号ずつ繰り上げる。

第47条第1項第16号を削り、同項第17号を同項第16号とし、同項第18号を同項第17号とし、同項第19号を同項第18号とし、同項第20号中「次世代林業基盤づくり交付金」を「間伐材の安定供給」に改め、同号を同項第19号とし、同項第21号から第29号までを1号ずつ繰り上げ、同項第30号を削り、同項第31号を同項第29号とする。

第51条第1項の表海草振興局建設部の項中「管理課 用地課 道路整備課」を「用地課 管理保全課」に改め、同表那賀振興局建設部の項及び伊都振興局建設部の項中「用地・管理課」を「用地課 管理保全課」に改め、同表有田振興局建設部の項中「用地・管理課 道路課 河港課」を「用地課 管理保全課 工務課」に改め、同表日高振興局建設部の項中「用地・管理課」を「用地課 管理保全課」に改め、同表西牟婁振興局建設部の項中「用地・管理課」を「用地課」に、「道路整備課 道路課 河港課」を「管理保全課 工務課」に改め、同表東牟婁振興局串本建設部の項中「総務管理課」を「総務用地課 管理保全課」に改め、同表東牟婁振興局新宮建設部の項中「用地・管理課 道路課 河港課」を「用地課 管理保全課 工務課」に改める。

第51条の2第1項第20号から第23号までを次のように改める。

- (20) 建設業相談窓口に関すること。
- (21) 土砂災害特別警戒区域内の規制に関すること。
- (22) 景観に関すること（第57条第1項第8号に規定する事務を除く。）。
- (23) 他課の所管に属しないこと。

第51条の2第1項第24号を削り、同条第2項中「伊都振興局建設部」及び「有田振興局建設部」の次に「総務調整課」を加え、同条第3項を削る。

第52条の見出し及び同条第1項中「総務管理課」を「総務用地課」に改め、同項第31号から第41号までを削り、同項第42号を同項第31号とし、同項第43号から第48号までを11号ずつ繰り上げ、同条第2項を削る。

第53条を次のように改める。

第53条 削除

第54条に次の1項を加える。

2 東牟婁振興局新宮建設部用地課においては、前項に規定する事務のほか、新宮紀宝道路の建設に伴う地元市町との調整及び用地取得に関する事務を所掌する。

第55条の見出し及び同条第1項中「用地・管理課」を「管理保全課」に改め、同項本文の次に次のただし書を加える。

ただし、海草振興局建設部管理保全課においては第11号に掲げる事務を、那賀振興局建設部管理保全課及び伊都振興局建設部管理保全課においては第11号及び第12号に掲げる事務をその所掌事務から除く。

第55条第1項第1号及び第2号を削り、同項第3号を同項第1号とし、同項第4号から第8号までを2号ずつ繰り上げ、同項第9号中「（総務調整課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第7号とし、同項第10号中「（総務調整課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同項第8号とし、同項第11号を同項第9号とし、同項第12号を同項第10号とし、同項第13号中「及び国有海浜地並びに一般公共海岸」を削り、同号を同項第11号とし、同項に次の3号を加える。

- (12) 国有海浜地及び一般公共海岸の管理に関すること。
- (13) 公共土木施設の維持、修繕工事等（点検を含む。）の設計、施行及び監督に関すること。
- (14) 公共土木施設に係る各種台帳整備に関すること。

第55条第2項中「有田振興局建設部用地・管理課」を「日高振興局建設部管理保全課」に、「漁港施設（公共用地に限る。）」を「切目川ダム」に改め、同条第3項を削る。

第56条第1項ただし書中「伊都振興局建設部工務課においては、第2号から第4号までに掲げる事務は、」を「海草振興局建設部工務課、那賀振興局建設部工務課及び伊都振興局建設部工務課においては、

第3号から第6号までに掲げる事務を」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 河川、砂防等の工事の設計、施行及び監督に関すること。
- (3) 海岸、港湾、漁港等の工事の設計、施行及び監督に関すること。

第56条第1項第4号及び第5号を削り、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号を同項第5号とし、同項第8号中「港湾」の次に「及び漁港」を加え、同号を同項第6号とし、同項第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中「那賀振興局建設部の工務課」を「海草振興局建設部工務課、那賀振興局建設部工務課及び東牟婁振興局串本建設部工務課」に、「第58条」を「第60条」に改め、同条第3項を削る。

第57条第1項第8号中「景観」を「建築物に係る景観」に改める。

第58条を次のように改める。

第58条 削除

第59条第2項を削る。

第61条第2項を削る。

第63条第2項の表那賀振興局建設部の部京奈和高速事務所の項を削り、同表に次のように加える。

東牟婁振興局串本建設部	近畿自動車道紀南高速事務所	東牟婁郡串本町
-------------	---------------	---------

第63条第3項中「総務管理課」を「総務用地課、管理保全課」に改め、同条第6項中「を置き、当該課に別表第7に掲げるグループ」を削り、同条に次の1項を加える。

7 東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所に用地第一課及び用地第二課を置き、当該課に別表第7に掲げるグループを置く。

第64条第1項第3号中「近畿自動車道紀勢線（海南市と有田川町の間に限る。）の残土処理事業」を「有田市の区域における国道42号有田海南道路の用地取得」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「県営農道」を「県営農林道」に改め、「管理」の次に「、維持、修繕（点検を含む。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 公印の管守に関すること。

第64条第3項を削り、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条に次の1項を加える。

6 東牟婁振興局串本建設部近畿自動車道紀南高速事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 公印の管守に関すること。
- (2) 近畿自動車道紀勢線（すさみ町と串本町の間に限る。）の建設に伴う測量、設計及び土地・物件等の調査に関すること。
- (3) 近畿自動車道紀勢線（すさみ町と串本町の間に限る。）の建設に伴う用地取得事務に関すること。
- (4) 近畿自動車道紀勢線（すさみ町と串本町の間に限る。）の建設に伴う地元町との調整に関すること。

第179条第7号を削り、同条第8号を同条第7号とする。

「第30節 農業大学校」を「第30節 農林大学校」に改める。

第184条中「和歌山県農業大学校設置条例」を「和歌山県農林大学校設置条例」に、「農業大学校の」を「農林大学校の」に改め、同条の表和歌山県農業大学校の項中「和歌山県農業大学校」を「和歌山県農林大学校」に改める。

第185条各号列記以外の部分中「農業大学校」を「農林大学校」に、「農業・農村」を「農林業・農山村」に、「農業者」を「農林業者」に、「農業」を「農林業」に改め、同条第1号中「農業・農村」を「農林業・農山村」に改め、同条第2号中「就農希望者」を「農林業就業希望者」に、「農業基礎」を「農林業基礎」に改め、同条第3号中「農業者」を「農林業者」に改め、同条第4号中「農業機器」を「農林業機器」に改める。

第186条中「農業大学校」を「農林大学校」に、

「養成部」を 「農学部
林業研修部」 に改め、

同条に次の1項を加える。

2 林業研修部の位置は、西牟婁郡上富田町とする。

第186条の2第2項の表中「和歌山県農業大学校」を「和歌山県農林大学校」に改める。

第186条の3第4号を削り、同条第5号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

第210条の表中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第51条第2項」を「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年和歌山県条例第49号）第18条第1項」に、

和歌山県企画部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	企画部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務	企画総務課
-------------------------------	---	-------

を

和歌山県企画部所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会	企画部が発注する役務の提供の業務に係る随意契約の締結のため公募の方法により事業者を選定する場合の当該事業者の選定についての審査に関する事務（和歌山県データを利活用した公募型研究事業者選定委員会の項に掲げる事務を除く。）	企画総務課
和歌山県データ利活用コンペティション表彰選考委員会	和歌山県データ利活用コンペティションの表彰の選考についての審議に関する事務	
和歌山県データを利活用した公募型研究事業者選定委員会	和歌山県データを利活用した公募型研究事業者の選定についての審査に関する事務	

に、

和歌山県心の輪を広げる障害者理解促進事業表彰審査委員会	和歌山県心の輪を広げる障害者理解促進事業表彰の選考についての審議に関する事務
-----------------------------	--

を

和歌山県心の輪を広げる障害者理解促進事業表彰審査委員会	和歌山県心の輪を広げる障害者理解促進事業表彰の選考についての審議に関する事務
和歌山県視聴覚障害者情報提供施設指定管理者選定委員会	和歌山県視聴覚障害者情報提供施設の指定管理者の指定についての審査に関する事務

に、

「第30条の17第1項」を「第30条の23第1項」に、

感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項の規定による通知、第20条第1項の規定による勧告、同条第4項の規定による入院の期間の延長及び第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関する必要な事項の審議に関する事務	健康推進課
---------------	---	-------

和歌山県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する審査請求に関する事務	を
和歌山県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する審査請求に関する事務	

感染症の診査に関する協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第18条第1項の規定による通知、第20条第1項の規定による勧告、同条第4項の規定による入院の期間の延長及び第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関する必要な事項の審議に関する事務	健康推進課 に、
---------------	---	-------------

和歌山県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病の医療費支給認定について支給認定をしないとするときの審査に関する事務	を
-----------------	--	---

和歌山県小児慢性特定疾病審査会	児童福祉法第19条の3第4項の規定による小児慢性特定疾病の医療費支給認定について支給認定をしないとするときの審査に関する事務	国民健康保険課 に
和歌山県国民健康保険審査会	国民健康保険法第91条第1項の規定による保険給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法の規定による徴収金（拠出金を除く。）に関する処分に対する審査請求に関する事務	
和歌山県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する審査請求に関する事務	

和歌山県国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）附則第7条の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関する事、同法第4条の規定による改正後の国民健康保険法第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関する事その他国民健康保険事業の運営に関する重要事項についての審議に関する事務	
-----------------	---	--

改める。

第211条第1項の表局の部局長の項中「行政改革課を」を「行政改革課を除き」に、「情報政策課を」を「総合交通政策課を含み」に改め、「総合交通政策課を」の次に「除き」を加え、「食品・生活衛生課を」を「食品・生活衛生課を除き、福祉保健部福祉保健政策局にあつてはねりんピック推進室を除き」に改め、同条第3項の表福祉保健部の部技監の項の次に次のように加える。

ねりんピック担当参事	上司の命を受け、第32回全国健康福祉祭の開催準備に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
------------	--

第212条第2項の表地方機関の部中「にあつては教頭、農業大学校」を「及び農林大学校」に改め、同表農業大学校の部中「農業大学校」を「農林大学校」に改め、同表農業大学校就農支援センターの部中「農業大学校就農支援センター」を「農林大学校就農支援センター」に改める。

別表第3の2の表伊都振興局地域振興部総務県民課の項中「農業大学校にあつては、就農支援センター」を「農林大学校林業研修部及び農林大学校就農支援センター」に改め、同表日高振興局地域振興部総務県民課の項中「農業大学校就農支援センター」を「農林大学校就農支援センター」に改め、同表西牟婁振興局地域振興部総務県民課の項中「及び林業試験場」を「、林業試験場及び農林大学校林業研修部」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7（第51条、第63条、第67条、第220条関係）

振興局建設部のグループ

区分	事務所名及び課名		グループ名
海草振興局建設部	総務調整課		総務調整グループ 入札契約グループ
	用地課		用地グループ
	管理保全課		道路管理グループ 河川管理グループ 保全グループ 機動グループ
	工務課		道路グループ 治水グループ
	街路公園課		街路公園グループ
	海南工事事務所	総務用地課	総務調整グループ 用地グループ 有田海南道路用地グループ
管理保全課		管理グループ 保全グループ 機動グループ	
工務課		道路グループ 治水グループ	
那賀振興局建設部	総務調整課		総務調整グループ 入札契約グループ 建築グループ

	用地課		用地グループ
	管理保全課		管理グループ 保全グループ 機動グループ
	工務課		道路グループ 農林道グループ 治水グループ
	紀の川流域下水道事務所		管路グループ 浄化センターグループ
伊都振興局建設部	総務調整課		総務調整グループ 入札契約グループ 建築グループ
	用地課		用地グループ
	管理保全課		管理グループ 保全グループ 機動グループ
	工務課		道路グループ 治水グループ
	農林道課		農林道グループ
	国道橋本建設事務所		建設グループ
有田振興局建設部	総務調整課		総務調整グループ 入札契約グループ 建築グループ
	用地課		用地グループ
	管理保全課		管理グループ 保全グループ 機動グループ
	工務課		道路グループ 河港グループ
	二川ダム管理事務所	管理課	管理グループ
日高振興局建設部	総務調整課		総務調整グループ 入札契約グループ 建築グループ
	用地課		用地グループ
	管理保全課		管理グループ 保全グループ 機動グループ
	道路課		道路グループ
	河港課		治水グループ 港湾・漁港グループ
	椿山ダム管理事務所	管理課	管理グループ
西牟婁振興局建設部	総務調整課		総務調整グループ 入札契約グループ
	用地課		用地グループ
	建築課		建築グループ 営繕グループ
	管理保全課		管理グループ 保全グループ 機動グループ
	工務課		道路グループ 河港グループ
東牟婁振興局串本建設部	総務用地課		総務調整・建築グループ 入札契約グループ 用地グループ
	管理保全課		管理グループ 保全グループ 機動グループ
	工務課		道路グループ 河港グループ

	七川ダム管理事務所	管理課	管理グループ
	近畿自動車道紀南高速事務所	用地第一課	用地第一グループ
		用地第二課	用地第二グループ
東牟婁振興局新宮建設部	総務調整課		総務調整グループ 入札契約グループ 建築グループ
	用地課		用地グループ
	管理保全課		管理グループ 保全グループ 機動グループ
	工務課		道路グループ 治水グループ 港湾・漁港グループ

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

和歌山県規則第19号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第4条第25号ア中「第11条第1項及び第2項」を「第12条第1項及び第2項」に改め、同号ケ中「第21条第1項」を「第24条第1項」に改め、同号ケを同号シとし、同号ク中「第20条」を「第23条第5項」に改め、同号クを同号サとし、同号キ中「第18条」を「第21条」に改め、同号キを同号コとし、同号カ中「第16条第1項」を「第19条第1項」に、「又は」を「及び」に改め、同号カを同号ケとし、同号オ中「第15条第2項」を「第18条第2項」に改め、同号オを同号クとし、同号エ中「第15条第1項」を「第18条第1項」に改め、同号エを同号キとし、同号ウ中「第14条第2項」を「第17条第2項」に改め、同号ウを同号カとし、同号イ中「第14条第1項」を「第17条第1項」に改め、同号イを同号オとし、同号アの次に次のように加える。

- イ 第15条第1項及び第5項の規定による認定
- ウ 第15条第6項及び第7項の規定による届出の受理
- エ 第15条第8項及び第9項の規定による認定の取消し

第4条第42号オを同号カとし、同号エを同号オとし、同号ウの次に次のように加える。

- エ 第25条第3項の規定による命令及び勧告

第4条第43号中「第6条」を「第9条」に改め、同条第46号ア中「第17条」を「第24条」に改め、同号イ中「第18条第1項」を「第25条第1項」に改める。

第4条の2第2号ア中「第15条第1項」を「第18条第1項」に改め、同号イ中「第15条第2項及び第16条第3項」を「第18条第2項及び第19条第3項」に改め、同号ウ中「第16条第1項」を「第19条第1項」に改め、同号エ中「第17条」を「第20条」に改める。

第4条の3に次の2号を加える。

- (3) 和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）第3条の規定による使用料（同条例別表第11項の2第2号に掲げる使用料に限る。）の免除
- (4) 和歌山県子ども・女性・障害者相談センター管理規則（平成7年和歌山県規則第74号）に関する次のこと。

ア 第4条、第6条第2項、第8条、第9条及び第10条の規定による使用の承認及び変更承認、使用の制限並びに使用の承認の取消し

- イ 第5条の規定による使用時間の変更
- ウ 第6条第1項第2号の規定による休止する日の設定
- エ 第7条の規定による開設期間の変更

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第4条第46号の改正規定は、公布の日から施行する。